

奈良県告示第二百四号

奈良県屋外広告物条例（昭和三十五年四月奈良県条例第十七号）第五条の二第一項の規定により、景観保全型広告整備地区を次のとおり指定した。

平成二十一年十月三十日

奈良県知事 荒井正吾

景観保全型広告整備地区の名称	指定する土地の区域
法隆寺地域沿道景観保全型広告整備地区	次に掲げる道路及びこれらの両側の路端から三十メートル以内 一 一般国道二五号のうち一般県道法隆寺線との交点から主要地方道奈良大和郡山斑鳩線との交点までの区間 二 主要地方道大和高田斑鳩線のうち一般国道二五号との交点から斑鳩町目安先までの区間 三 主要地方道奈良大和郡山斑鳩線のうち斑鳩町道二〇一号線との交点から一般国道二五号までの区間
山の辺地域沿道景観保全型広告整備地区	次に掲げる道路及びこれらの両側の路端から三十メートル以内 一 一般国道一六九号のうち主要地方道天理環状線との交点から桜井市芝九〇八番

	地の三における桜井市道巻向川堤防二号線との交点までの区間 二 主要地方道天理環状線のうち天理市道川原城下滝本線との交点から一般国道一六九号との交点までの区間
主要インターチェンジ周辺沿道景観保全型広告整備地区	次に掲げる道路及びこれらの両側の路端から三十メートル以内 一 一般国道二四号のうち一般国道二五号との交点（大和郡山市横田町地内）から中町中川交差点（天理市中町地内）との交点までの区間 二 主要地方道大和高田斑鳩線のうち河合町泉台三丁目から主要地方道天理王寺線との交点までの区間 三 一般国道一六八号のうち香芝市道一―五二号線との交点から香芝市道五―七五号線との交点までの区間 四 主要地方道香芝インター線全線